

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月28日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	古川祐典
同上	園内浩樹

第1 監査の期間

令和5年9月5日から令和6年2月9日まで

第2 監査の対象

和歌山ジャズマラソン実行委員会
(和歌山ジャズマラソン開催交付金)

第3 監査の事項・実施内容

1 財政援助団体関係

- (1) 申請書、請求書等の提出の適時性
- (2) 対象事業の計画性及び有効性
- (3) 出納関係書類の整備及び保管状況
- (4) 会計経理の適正性
- (5) 精算報告及び返還金処理の適正性
- (6) 会計上の責任体制の確立、内部統制の有効性
- (7) 現金、預金通帳等の管理体制
- (8) 監査役、監事の独立性
- (9) その他

2 所管課関係

- (1) 交付決定の適法性
- (2) 交付要綱の整備状況
- (3) 交付目的及び補助事業内容の明瞭性
- (4) 補助金等の額の算定及び手続の適正性
- (5) 実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
- (6) その他

第4 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を与えている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第5 監査の結果

和歌山市監査基準に準拠して監査した限り、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていること

が認められた。

なお、監査の際に見受けられた改善を要する軽微な事務の誤りについては、その都度指導したので省略する。

監査対象年度	令和4年度
監査実施日	令和6年1月24日及び同月25日
所管課	産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
交付金名	和歌山ジャズマラソン開催交付金
交付金額	23,620,068 円